**令和６年度 尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金について**

事業者向け資料

グループホーム及び短期入所事業所並びに生活介護事業所（以下「障害者施設」という。）を開設（グループホーム及び短期入所事業所については増床を含む。）または改修（以下「開設等」という。）する事業者に対して、当該障害者施設等の用に供する住居又は施設（以下「施設等」という）及び設備その他の整備に要する経費の一部を補助します。

**１　補助事業の概要**

**⑴　補助対象要件**

市内において行う、障害者施設等の開設等（グループホーム及び短期入所事業所については、定員４人以上の開設又は増床に限る。）を行う事業とする。

※　既存施設の改修・移設等は対象外となりますが、ユニット等の増設については、同一年度内に定員４人以上を増床する場合は、補助の対象となります。ただし、同一事業者における増床による申請は、当該年度１回限りとします。

※　本市から障害者施設の事業所指定等を受け、**令和６年４月２日から令和７年４月１日までの間に開設**すること。ただし、法人指導課で事業所指定等にあたっての相談を行い、指定等の見込みとなった者についても補助の対象となります。

**⑵　補助対象経費及び補助金の交付額**

別表のとおり。

　　※　補助金の交付については、今年度の予算額が限度となるため、交付申請する事業者が多数の場合、補助金の交付額が減額又は不交付となる可能性もあります。

**２　申請受付期限**

前期　：　令和６年6月３日（月）～令和６年9月1３日（金）

　　後期　：　令和６年11月1日（金）～令和７年2月1４日（金）

**３　申請に必要な書類**

・補助金交付申請書（様式第１号）

・補助金所要額調書（参考様式）

・実施計画書（参考様式）

・収支予算書（参考様式）

・工事費・備品購入費等の見積書（消防設備の整備経費にかかるものについては、二者見積が必要）

・対象事業にかかる金額が確認できる書類

※　その他事業の実施を確認するため、別途必要書類の提出をお願いする場合があります。

**４　申請方法**

　　「６　書類の提出先及び問い合わせ先」に記載する窓口に書類を持参していただき、申請してください。郵送による受付は行っていません。

**５　その他**

1. 補助金交付までの流れ

　　　添付1の「補助金交付までの流れ（フロー図）」をご確認ください。申請にあたり、フロー図のとおり手続きされない場合、補助金を交付することができない場合がありますので、あらかじめご注意ください。

　⑵　申請にあたっての注意事項

　　　添付2の「申請にあたっての注意事項」をご確認ください。

**６　書類の提出先及び問い合わせ先**

担当課：尼崎市　障害福祉課

郵便番号及び住所：〒660-8501　尼崎市東七松町１丁目23番１号（本庁舎南館1階）

電話番号：06-6489-6397、ファックス：06-6489-6351

　　受付時間：土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時

* あらかじめ、ご来庁の予定日時等についてお伺いさせていただきます。

**７　添付書類**

1. 補助金交付までの流れ（フロー図）（添付1）
2. 申請にあたっての注意事項（添付2）
3. 補助金交付申請書（様式第1号）
4. 収支予算書（参考資料）
5. 実施計画書（参考資料）
6. 補助金所要額調書（参考様式）
7. 尼崎市障害者施設開設等サポート事業補助金交付要綱
* 補助事業の概要や申請書等の様式は、市ホームページにも掲載しています。

以　上

**別表**

